知ってて安心、駐在員のための 日本の税務・社会保険 **がらいコンサルティンググループ**

海外赴任中の婚姻による社会保険上の扶養追加について

第 288 回

みらい:川端さん、こんにちは。お久しぶりです。 何だか嬉しそうですが、なにかいいことでもありまし たか?

川端さん:みらい先生。ご無沙汰しております。実 は海外赴任中にすてきな方に出会いまして今度結婚し ようと考えています。

みらい: それは素晴らしいことですね。 おめでとう ございます。

川端さん:ありがとうございます。ところで気にな ったのですが、海外に住んでいる配偶者を日本の社会 保険の扶養に加えることは可能でしょうか。

みらい:次の3つの要件を満たした場合には、追加 ができますよ。

- 1 主として被保険者に生計を維持されていること
- 2 収入要件を満たすこと
- 3 海外特例要件を満たすこと

具体的には、2は配偶者の年間収入が130万円未満 (60歳以上や障害者の場合は180万円未満)、同居して いる場合は配偶者の収入が川端さんの収入の半分未満 である必要があります。また、3は海外に赴任する被 保険者に同行する場合や、今回のケースのように被保 険者が外国に赴任している間に結婚するなどの場合が 該当します。

川端さん:手続き上で事前に用意しておいたほうが いい書類はありますか。

みらい: 結婚による扶養追加であれば、婚姻が確認 できる書類の写しが必要な場合が多いですね。証明書 が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文 を添付する点に注意してください。翻訳文には、翻訳 者の住所・氏名・電話番号も明記する必要があります。 なお、手続きに必要な書類が変更になる可能性がある ので、管轄の年金事務所や健康保険組合に確認するの が確実です。一度会社経由で問い合わせてみるのが良

いでしょう。

川端さん:ありがとうございます。会社に相談して 必要な書類について聞いてみます。今後に向けて聞き たいのですが、子どもが生まれた場合も同様の取り扱 いになりますか。

みらい:考え方は同じですが、その場合は出生が証明 できる書類を求められることが多いです。

川端さん:ありがとうございます。必要書類の取り 寄せだけでも大変なので事前に聞けて良かったです。 海外では日本の健康保険証が使用できないので、もし 医療機関を受診した場合は、私と同じように医療費の 全額を支払った後、費用の請求を行うことになります か?

みらい:そのとおりです。なお、子どもが生まれる 時の出産費用や手術費用なども同様の取り扱いで、高 額となりますので、一時金などの請求も忘れないよう に注意してくださいね。

川端さん:可能であれば、一時的に費用がかさむの を避けたいところですが、何か方法はありますか。

みらい:健康保険の制度上ではやむを得ないところ ですが、会社が福利厚生として民間保険を契約して補 塡(ほてん)しているケースもありますので、まずは 社内の制度を確認してみましょう。

川端さん:ありがとうございました。大変勉強にな りました。

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

(本社:東京都中央区・国内 10 拠点)

現地法人:中国(北京・上海・深セン)・マレーシ ア(KL)・ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・シンガ

ポール・タイ (バンコク)

JapanDesk:米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL: http://www.miraic.jp/

会議通訳 日本語 英語

豪州・NZの経済・社会に精通した経験豊富なプロがお受けします

英語ネイティブの日本人が対応! 出張や視察アレンジも対応可!

お見積もりなどお気軽にお問い合わせください。【営業部】sales@nna.net.au Tel:61-2-9264-0998